



交通バリアフリーニュース

バリアフリー法及び関連ガイドラインが改正されました

今年 5 月に「高齢者、障害者等の移動円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」が参議院本会議で可決、成立しました。

2006 年に旧「ハートビル法」と旧「交通バリアフリー法」を統合・拡充し「バリアフリー法」が制定されてから 11 年が経過しています。一日の利用者数 3,000 人以上の旅客施設（駅等）の約 9 割（注：四国管内は 74%）で段差解消が実現されるなど、我が国のバリアフリー化は一定程度進展してきました。

2020 年には、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会が開催されることとなり、これを契機として、全ての国民が共生する社会の実現を目指し、全国各地のバリアフリー化を更に推進するとともに、「一億総活躍社会」の実現に向けた取組を進めることが必要となっています。

今回の法改正において、第一に基本理念として、本法に基づく措置が「社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）の除去」及び「共生社会（障害の有無等にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会）の実現」に資するよう行われるべき旨の規定が設けられました。また、国及び国民の責務として「心のバリアフリー」の重要なポイントとして、高齢者、障害者等に対する支援（鉄道駅利用者による声かけ等）を明記しています。

公共交通事業者等においては、既存施設を含む更なるハード対策や旅客支援等のソフト対策の一体的な取組を推進するための計画制度の創設。地域においては、バリアフリー化に重点的に取り組む地域について、市町村が移動等円滑化促進方針を定めるマスタープラン制度が創設されました。

その他にも、ユニバーサル・ツーリズムを推進するため、法の適用範囲を貸切バスや遊覧船等に広げるとともに、バリアフリー情報提供の充実のために、公共交通機関に加え、建築物等のバリアフリー情報の提供を新たに努力義務化するなどの改正がされています。

※次ページに概要を掲載しています。

なお、今年 3 月には公共交通移動等円滑化基準及びバリアフリー整備ガイドライン（旅客施設及び車両等）が改正され、5 月には公共交通事業者向け接遇ガイドラインが新たに作成・公表されました。

※詳細については、国土交通省HPをご参照下さい。

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/index.html>

●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律概要

背景・必要性

2020年東京パラ大会の開催を契機とした**共生社会の実現**、高齢者、障害者等も含んだ**一億総活躍社会の実現**の必要性

＜課題①：ハード・ソフト両面の課題＞

□ 事故、トラブルの発生等を踏まえ、既存施設を含む更なるハード対策、また、旅客支援等のソフト対策を一体的に推進する必要



(参考)
車いす利用者のバス利用に係る介助の様子

＜課題②：地域の取組の課題＞

□ 市町村(特別区を含む)による基本構想未作成・フォローアップ不足等により、地域におけるバリアフリー化が不十分

※基本構想作成市町村数：
 ▶ 全市町村の約2割(294/1,741)
 3千人/日以上旅客施設のある市町村の約半数(268/613)
 [H28年度末時点]

＜課題③：利用し易さの課題＞

□ 観光立国実現に向け、貸切バスや遊覧船もバリアフリー化が必要

□ 公共交通機関に加え、建築物等に関するバリアフリー情報の積極的な提供が必要

□ バリアフリー施策の評価等に当たり、障害者等の参画・視点の反映が必要

＜関連する政府決定等＞

■ユニバーサルデザイン2020行動計画(H29.2 ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定)
 「バリアフリー法を含む関係施策について、29年度中に検討を行う等により、そのスパイラルアップを図る」

改正の概要

①理念規定／国及び国民の責務

- 理念規定を設け、「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」を明確化
- 「心のバリアフリー」として、高齢者、障害者等に対する支援(鉄道利用者による声かけ等)を明記

②公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進

- ハード対策に加え、**接遇・研修のあり方を含むソフト対策のメニュー**を国土交通大臣が新たに作成
- 事業者は、**ハード・ソフト計画※の作成・取組状況の報告・公表**
※施設整備、旅客支援、情報提供、教育訓練、推進体制



【研修の様子(介助の疑似体験)】

③バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化

- 市町村がバリアフリー方針を定める**マスタープラン制度を創設**
(協議会等における調整、都道府県によるサポート、作成経費支援(※予算関連))

【バリアフリーのマスタープラン】

- ・市町村による方針の作成
- ・重点的に取り組む対象地区(※)の設定

※対象地区内

- ・公共交通事業者等の事前届出を通じた交通結節点の調整
- ・バリアフリーマップ作成に対する地区内事業者等の情報提供

【基本構想(具体事業調整)】

- ・事業を実施する地区の設定
- ・事業内容の特定

地区内事業者等による事業実施

当事者の参画する協議会の活用等により定期的評価・見直し

- 近接建築物との連携による既存地下駅等のバリアフリー化を促進するため、**協定(承継効)制度及び容積率特例を創設**
 ▶ 駅等の旅客施設にスペースの余裕がない場合に近接建築物への通路及びバリアフリートイレ整備が容易に



【バリアフリー対応のバス(リフト付バス)】

④更なる利用し易さ確保に向けた様々な施策の充実

- **貸切バス・遊覧船等の導入時におけるバリアフリー基準適合を義務化**
- 建築物等の**バリアフリー情報の提供を新たに努力義務化**
- **障害者等の参画の下、施策内容の評価等を行う会議の開催を明記**



【遊覧船】

【目標・効果】 高齢者、障害者や、子育て世代など、全ての人々が安心して生活・移動できる環境を実現

《KPI》利用者3,000人以上/日である旅客施設の段差解消率:87.2%(2016年度末)⇒約100%(2020年度)

・国が示す先進的な研修(様々な障害特性への対応充実等)を行う東京オリ・パラ大会関連交通事業者の割合:100%(2020年度)

・バリアフリーのマスタープランを定める市町村数: (新規) ⇒ 300(2023年度)

バリアフリー教室・バスの乗り方教室を開催

高松市立香西小学校

(平成30年6月6日)

平成30年6月6日(水)、四国運輸局は、高松市立香西小学校において「バリアフリー教室・バスの乗り方教室」を開催しました。教室には同小学校4年生88名が参加しました。

最初に、高松市交通政策課から「モビリティーマネジメント」について話があり、公共交通の大切さを学びました。続けて、校内に持ち込んだノンステップバスを使って、ことでんバス(株)からIC乗車券の使い方や料金表の見方など基本的なバスの乗り方を教わり、乗車体験をしました。さらに、バリアフリーに対応したノンステップバスの特徴を学び、車椅子利用者のバス乗降介助の実演やバス内部における固定方法を見学しました。

バリアフリー教室では、全国脊髄損傷者連合会 香川県支部の車椅子利用者講師及び香川県立盲学校教員の指導のもと、車椅子利用者疑似体験と視覚障害者疑似・介助体験を行いました。

車椅子体験では利用する人の大変さを体験し、視覚障害者疑似体験では目の不自由な方の介助方法を教わり、アイマスクを着用して移動する困難さを体験しました。

実際に疑似・介助を体験することで、相手の立場を理解し協力することの大切さを学ぶことができました。また、閉講式では、講師への質問や体験を通しての感想が相次ぐなど、小学生のみなさんの熱心さが感じられた教室でした。



路線図に興味津々～モビリティーマネジメント～



車椅子のまま乗車できます～車椅子バス乗降介助実演～



少しの段差も一苦労～車椅子利用者の疑似体験～



見えないと不安～視覚障害者の疑似・介助体験～

【過去5年間の開催実績】

実施年度	実施日	開催場所	参加者数	対象
平成29年度	平成 29 年 6 月 7 日	高松市立亀阜小学校	112名	小学生(5年生)
	平成 29 年 9 月 4 日	高松市立花園小学校	55名	小学生(3年生)
	平成 29 年 10 月 31 日	徳島市立八万南小学校	91名	小学生(4年生)
	平成 29 年 11 月 15 日	徳島市立上八万小学校	47名	小学生(4年生)
	平成 29 年 11 月 27 日	藍住町立藍住西小学校	79名	小学生(4年生)
	平成 30 年 1 月 29 日	宇和島自動車	25名	愛媛県バス協会南予地区乗務員
	平成 30 年 2 月 6 日	徳島阿波おどり空港	19名	徳島阿波おどり空港内従業員
	平成 30 年 2 月 22 日	四国急行フェリー船内	44名	四国旅客船協会船員
	平成 30 年 3 月 9 日	伊予鉄道	45名	愛媛県バス協会中予地区乗務員
	平成 30 年 3 月 15 日	瀬戸内運輸	11名	愛媛県バス協会東予地区乗務員
平成28年度	平成 28 年 10 月 6 日	松山・小倉フェリー船内	70名	四国旅客船協会船員
	平成 28 年 10 月 21 日	藍住町立藍住西小学校	96名	小学生(4年生)
	平成 28 年 11 月 2 日	徳島市立八万南小学校	93名	小学生(4年生)
	平成 28 年 11 月 10 日	松山空港	19名	松山空港内従業員
	平成 28 年 11 月 25 日	徳島市立上八万小学校	56名	小学生(4年生)
	平成 29 年 1 月 24 日	宇和島自動車	25名	愛媛県バス協会南予地区乗務員
	平成 29 年 1 月 25 日	瀬戸内運輸	20名	愛媛県バス協会東予地区乗務員
	平成 29 年 1 月 30 日	丸亀市立城南小学校	90名	小学生(5年生)
平成 29 年 3 月 9 日	J R四国バス松山	22名	愛媛県バス協会中予地区乗務員	
平成27年度	平成 27 年 10 月 9 日	藍住町立藍住西小学校	94名	小学生(4年生)
	平成 27 年 10 月 20 日	丸亀市立城辰小学校	59名	小学生(5年生)
	平成 27 年 11 月 5 日	丸亀市立城南小学校	84名	小学生(4年生)
	平成 27 年 11 月 25 日	徳島市立上八万小学校	39名	小学生(4年生)
	平成 27 年 11 月 27 日	つるぎ町立太田小学校	38名	小学生(1~6年生)、保護者
	平成 28 年 2 月 17 日	高松空港	19名	高松空港ユニバーサルデザイン推進専門部会構成員等
平成26年度	平成 26 年 9 月 24 日	丸亀市立城南小学校	101名	小学生(4年生)
	平成 26 年 10 月 2 日	西条市立橋小学校	53名	小学生(2、3、4年生)
	平成 26 年 10 月 7 日	丸亀市立城辰小学校	84名	小学生(5年生)
	平成 26 年 10 月 15 日	藍住町立藍住西小学校	87名	小学生(4年生)
	平成 26 年 10 月 28 日	徳島市立八万南小学校	106名	小学生(4年生)
	平成 26 年 10 月 31 日	三好市立三縄小学校	80名	小学生(1~6年生)、保護者
	平成 26 年 11 月 7 日	徳島市立上八万小学校	52名	小学生(4年生)
平成 27 年 2 月 17 日	高知龍馬空港	25名	高知龍馬空港ユニバーサルデザイン推進部会構成員等	
平成25年度	平成 25 年 6 月 28 日	さぬき市立津田小学校	51名	小学生(5年生)
	平成 25 年 10 月 11 日	西条市立楠河小学校	34名	小学生(3、4年生)
	平成 25 年 10 月 17 日	高知市立神田小学校	89名	小学生(3年生)
	平成 25 年 10 月 23 日	丸亀市立城辰小学校	77名	小学生(5年生)
	平成 25 年 10 月 30 日	徳島市立上八万小学校	50名	小学生(4年生)
	平成 25 年 11 月 26 日	徳島市立八万南小学校	84名	小学生(4年生)
	平成 25 年 11 月 27 日	藍住町立藍住西小学校	106名	小学生(4年生)
平成 26 年 3 月 12 日	徳島阿波おどり空港	21名	徳島阿波おどり空港内従業員	

◇申し込み方法◇

バリアフリー教室開催をご希望の方は、お電話
又はメールにて、消費者行政・情報課までご連絡
ください。

TEL : 087-802-6727

MAIL : skt-Shikoku-shohisha@ml.mlit.go.jp

担当：出海、谷本

ご連絡の際は、以下の内容をお伝え願います。

- ①学校名
- ②窓口となる先生の氏名
- ③連絡先電話番号
- ④対象学年
- ⑤クラス数、人数
- ⑥開催希望日(第1~3希望)
- ⑦開催時間帯(午前か午後か)

国土交通省バリアフリー化 推進功労者大臣表彰(第12回)

推薦案件を募集します！

公共交通機関、建築物、道路、駐車場、都市公園などの総合的で一体的なバリアフリー化を進めるとともに、国民のバリアフリー化に関する意識啓発にもより一層努めるため、国土交通分野におけるバリアフリー化の推進に多大な貢献が認められた個人や団体を表彰いたします。

【募集受付期間】平成30年9月14日まで



○募集対象

国土交通分野に係る施設・車両等のバリアフリー化や、バリアフリー化の普及・促進活動等に積極的に取り組んでいる個人又は団体が対象となります。(詳細は次ページをご参照下さい)

○推薦案件の募集(案件の応募について)

募集対象に合致すると思われる案件がありましたら、次ページの国土交通省各地方支分部局等(以下「地方局等」)の連絡先まで幅広くご相談下さい。

○表彰案件の選考方法及び表彰時期

地方局等から大臣表彰事務局へ推薦を行い、選考委員会における選定を経て、最終的には国土交通大臣が決定し、平成31年1月に国土交通省本省において表彰を行う予定です。

お問い合わせ先：国土交通省四国運輸局消費者行政・情報課<TEL.087-802-6727>

【表彰の対象となりうる主な取組み事例と昨年度の受賞事例】

＜表彰対象となりうる主な取組み事例＞

- ・施設整備にあたって障害当事者や有識者等の意見を積極的に取入れ、設計や工事に反映しているもの
- ・「バリアフリー整備ガイドライン」の項目以外に独創的・先駆的な取組みを行っているもの
- ・「バリアフリー基本構想」に基づき施設や車両等の連続的なバリアフリー化整備を行っているもの
- ・事業者と地方自治体や障害者団体等の連携による取組みを行っているもの
- ・バリアフリー化推進のための人材育成などの取組みを行っているもの
- ・障害者等の社会参加を積極的に支援するなどの取組みを行っているもの

など、バリアフリー化推進のために取り組んでいる個人や団体の中から決定します。

受賞者名	受賞内容
①日本航空株式会社 日本エアコミューター株式会社	小型機へのストレッチャー搭載の実現等による離島航空路線のバリアフリー化、食物アレルギーツアーの企画等によるユニバーサルツーリズムへの積極的な取組などを進めている。
②札幌市交通局	路面電車の道路歩道側走行「サイドリザベーション」方式の採用、可動式ホーム柵全駅設置など乗降場のバリアフリー化や、マナー教育の徹底等ハード・ソフト一体となったバリアフリーの実現に向けた取組が行われている。
③大阪市交通局	可動式ホーム柵の整備に伴いホームかさあげ等を実施し、車椅子利用者単独乗降の実現や、トイレの機能分散を進め、利便性向上を図るなどの取組を進めている。
④鳥取県/日本財団/鳥取県ハイヤータクシー協会	鳥取県内タクシーの1/4をUDタクシー化、UDタクシー利用環境整備、県内全タクシー乗務員へのユニバーサルドライバー研修の推進など、官民一体となった先駆的なタクシーのバリアフリー化に向けた取組を進めている。
⑤自立支援センターおおいた	バス運転者を対象としたバリアフリー研修の実施やユニバーサルデザイン出前授業、現場レベルのバリアフリー調査の実施など、障害当事者による多面的な自立支援サービスの提供に向けた取組を進めている。



※過去の受賞案件については、国土交通省ホームページ (<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/index.html>) でご案内しています。

国土交通省各地方支分部局等連絡先

＜国土交通省本省＞ 総合政策局安心生活政策課 03(5253)8111(代表)

＜地方整備局＞：建築物・道路・駐車場・都市公園等に係るもの

北海道開発局開発監理部開発調整課 011(709)2311(大代表)
 東北地方整備局企画部企画課 022(225)2171(代表)
 関東地方整備局企画部広域計画課 048(601)3151(代表)
 北陸地方整備局企画部広域計画課 025(280)8880(代表)
 中部地方整備局企画部企画課 052(953)8119(代表)
 近畿地方整備局企画部企画課 06(6942)1141(代表)
 中国地方整備局企画部企画課 082(221)9231(代表)
 四国地方整備局企画部企画課 087(851)8061(代表)
 九州地方整備局企画部企画課 092(471)6331(代表)
 沖縄総合事務局開発建設部建設行政課 098(866)0031(代表)

＜地方航空局＞：公共交通機関等のうち航空に係るもの

東京航空局総務部航空振興課 03(5275)9315
 大阪航空局総務部航空振興課 06(6949)6216

＜地方運輸局＞：公共交通機関等に係るもの[航空関係を除く]

北海道運輸局交通政策部消費者行政・情報課 011(290)2725
 東北運輸局交通政策部消費者行政・情報課 022(791)7513
 関東運輸局交通政策部消費者行政・情報課 045(211)7268
 北陸信越運輸局交通政策部消費者行政・情報課 025(285)9152
 中部運輸局交通政策部消費者行政・情報課 052(952)8047
 近畿運輸局交通政策部消費者行政・情報課 06(6949)6431
 神戸運輸監理部総務企画部企画課 078(321)3145
 中国運輸局交通政策部消費者行政・情報課 082(228)3499
 四国運輸局交通政策部消費者行政・情報課 087(802)6727
 九州運輸局交通政策部消費者行政・情報課 092(472)2333
 沖縄総合事務局運輸部企画室 098(866)1812

交通消費者行政レポート(平成 29 年度報告)を発行

平成 29 年度の交通消費者行政をとりまとめた「交通消費者行政レポート」を発行しました。

レポートは、行政相談、バリアフリーへの貢献による四国運輸局長表彰、消費者行政インタビューの各概要と、交通バリアフリーの推進として、四国における交通バリアフリー推進基本方針の概要、四国における交通バリアフリーの現状、平成 29 年度における交通バリアフリー推進の取り組みを紹介する内容となっています。

なお、本レポートは四国運輸局ホームページに掲載しています。

URL : <http://www.tb.mlit.go.jp/shikoku/soshiki/seisaku/report.html>

交通消費者行政レポート

だれにもやさしい公共交通機関をめざして



平成 30 年 6 月
四国運輸局

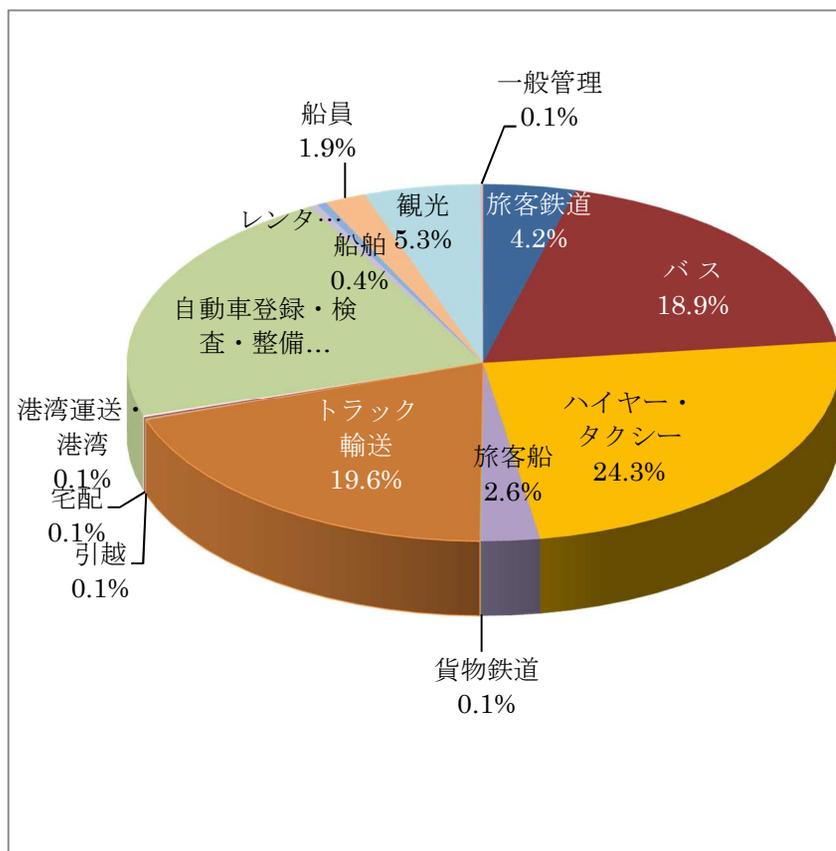
行政相談

四国運輸局では、交通に関する意見要望、問い合わせ等の行政相談に対応するため、運輸局及び運輸支局等に行政相談窓口を設置し、国民利益の保護と行政運営の改善を図っています。

《行政相談の傾向》

モード別の行政相談件数割合は、右図のとおりであり、相談内容は、意見・要望が 55% を占めています。

平成 29 年度モード別割合 (意見・要望、問い合わせ)



バスに関する相談例

<意見・要望の内容>

運転者の接遇等を指導して欲しい。時間調整を行う便なのに車内アナウンスも無く、こちらから発車時刻を聞いても態度が悪かった。

<措置>

利用者利便のため車内アナウンスの徹底及び公共交通事業者として接遇面の向上を指導した。

みなさんからのご意見・ご投稿をお待ちしています。バリアフリーに関するものならなんでも結構です。四国運輸局消費者行政・情報課まで、FAXまたはメールでお寄せください。



〒760-0019 香川県高松市サンポート3-33
電話 087(802)6727
FAX 087(802)6723
Email: skt-Shikoku-shohisha@ml.mlit.go.jp



国土交通省

四国運輸局ホームページも是非ご覧ください

<http://www.tb.mlit.go.jp/shikoku/>

このニュースは、交通バリアフリー関係の話題を中心に、四国4県自治体のバリアフリー関係担当部署、交通事業者及び地域のNPOの方にお送りしています。このニュースの配信につきまして、配信先の追加、変更や停止をご希望される方は、お手数ですが本メールの返信機能でご連絡ください。